

令和7年度 勝田第二中学区市政懇談会

日時：令和7年7月16日（水） 18：30～20：00

場所：市毛コミュニティセンター

【事前質問】	1
1 津田コミセンの建て替えについて（津田第一自治会）	1
（市民活動課回答）	1
2 県道の白線の再塗装について（津田第三自治会）	1
（道路管理課回答）	1
3 防犯灯等の維持費について（津田第三自治会）	2
（市民活動課・廃棄物対策課回答）	2
4 防犯灯の維持費について（武田自治会）	3
（市民活動課・道路管理課回答）	3
5 防犯灯維持費の市民全体での負担について（勝田本町自治会）	3
（市民活動課回答）	4
6 敬老会(敬老祝賀会)の対応について（勝田本町自治会）	4
（高齢福祉課回答）	4
7 自治会員の優位性向上について（勝田本町自治会）	5
（市民活動課回答）	5
8 市毛幼稚園跡地の利活用について（市毛北自治会）	5
（学校管理課回答）	5
9 非常時安否確認について（堀口自治会）	5
（生活安全課回答）	6
10 自治会に関する制度の見直しについて（堀口自治会）	6
（市民活動課回答）	6
11 コミュニティバス停の位置変更について（津田東自治会）	7
（企画調整課回答）	7
【懇談内容】	7
1 自治会援助施策について（二中学区地域の輪をつくる会）	7
（市長回答）	7
（市民生活部長回答）	8
2 コミュニティ組織と自治会組織との関係について（個人参加）	9
（市民生活部長回答）	9
3 部活動の地域移行について（津田第三自治会）	10
（教育長回答）	10
（再質問）	10

（教育長回答）	11
4 就労支援事業所から一般企業への就職について（個人参加）	11
（保健福祉部長回答）	11
5 津田コミセンの建て替えについて（津田第一自治会）	11
（市民生活部長回答）	11
6 ごみ問題について（津田東自治会）	12
（経済環境部長回答）	12

【事前質問】

1 津田コミセンの建て替えについて（津田第一自治会）

平成30年8月に津田コミセンの建て替え等の提言書を提出したが、現時点の建て替え計画を伺いたい。また、津田コミセンの耐震状況を伺いたい。

（市民活動課回答）

現時点において、津田コミュニティセンターの具体的な建替え等の計画には至っておりません。二中地区においては、1つの中学区に2つのコミュニティセンターが存在している地域であることから、今後の二中地区における地域活動拠点のあり方を含め、複合化・多機能化など施設のあり方について、地域の皆様のご意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

津田コミュニティセンターの耐震状況及び現況につきましては、平成21年度に耐震診断を実施したところ、鉄骨造と木造の混構造のため、建築物全体としての判定まで至ることができませんでした。一方、地域の皆様の適切な維持・管理のもと、平成27年度に実施した屋根・外壁改修をはじめ空調機更新やトイレ改修など、毎年度、様々な修繕を積み重ねながら、今日まで利用されております。今後とも維持補修に努めながら、地域活動拠点施設として当面の間は利用できる施設であると考えております。参考までに、建築物の安全性確認を目的とした建築基準法第12条に基づく点検（12条点検）を令和4年度に実施したところ、屋根、外壁、内装、電気設備、機械設備など、比較的良好に維持されているとの結果が出ております。

このため、現在の津田コミュニティセンターの施設利用を継続しながら、今後の地域活動拠点のあり方について地域の皆様とともに検討してまいります。

2 県道の白線の再塗装について（津田第三自治会）

県道の白線（路側帯）が消えているため、常陸大宮土木事務所に対し再塗装を急いでもらいたいが、有効な手法はあるか。

（道路管理課回答）

本市で管理する道路においても白線（道路の外側線）の劣化が進んでおり、順次対応はしておりますが、ご要望をいただいてから対応（再塗装）するまでに時間がかかる場合も多く、皆様にはご迷惑をお掛けしております。

本市では、幹線道路や主要な生活道路、通学路などを中心に、通行量や危険度などを総合的に判断の上、優先順位を決定し施工しております。

本件につきましては、常陸大宮土木事務所でも市と同様に、管轄区域内で優先順を決めているため、市からの要望であっても優先的に整備されるとは限りません。

また、常陸大宮土木事務所からは、地元の皆様から直接、道路状況を聞くことができるよい機会であると以前から言われておりますので、自治会だけでなく個人からでも具体的な道路状況を伝えた上で、ご要望いただくことが有効であると考えます。

なお、ご相談の路線は市が管理する都市計画道路であると思われますが、以前ご要望があった際は、白線（外側線）の他に横断歩道も消えていたため、横断歩道を管理するひたなか警察署に連絡し、市と警察とで対応（再塗装）した経緯があります。

津田地区の周辺には、市道だけでなく国・県道や那珂市道もありますので、市の道路管理課にお問い合わせいただければお取次ぎいたします。

3 防犯灯等の維持費について（津田第三自治会）

防犯灯の維持管理費は自治会が支払っているが、市からの補助金では不足しており、自治会にて補填している。

自治会未加入者からの維持費を徴収する、不足が生じないように市からの補助金を増額する、防犯灯の維持管理を市で行う等の改善を要望する。なお、ゴミ集積所の土地借用料も同様である。

（市民活動課・廃棄物対策課回答）

防犯灯につきましては、自治会に設置・管理をお願いしており、地域の実情に応じた効率的な維持管理が期待できることや、市内各地域における防犯意識向上の観点からも、それぞれの地域において管理等をいただく現在の体制が望ましいと認識しております。

防犯灯の設置や維持管理に係る経費に対して補助金による支援を行っておりますが、昨今の物価高騰に伴う電気料金の値上げなどにより、維持管理経費の負担が増していることは承知しており、令和6年度においては、国の地方創生臨時交付金を活用した「防犯灯電気料金高騰対策支援事業」を実施し、自治会の負担軽減を図っているところであります。

市といたしましては、電気料金の推移など現状の把握に努めながら、今後も自治会の支援に取り組んでまいります。

また、ごみ集積所につきましては、本市では、利用者が設置・管理を行うステーション方式としており、全国の大部分の市町村でも同様となっております。可燃ごみだけで約6千箇所の集積所がある本市においては、市民の皆様のご協力をいただき、適切にごみ集積所の管理・運営がなされております。市も、集積所散乱防止用ネットを無償貸与するなど、双方の役割分担のもとで市民協働のまちづくりが進められているものと考えます。

ゴミ集積所の土地を借地している場合につきましても、「利用者による設置及び管理」という考え方に基づき、借地料が発生する場合においても利用者に負担していただいております。実際に、市内の集積所においても、自治会員か否かに関わらず利用者が負担しているという例もあり、市が特定の集積所に対して、補助や管理などを行うことは、公平性の観点からも好ましくありません。また、土地借用料の徴収に関しては、債権を持たない市

が徴収することはできません。

他方で、自治会員の減少という事情も承知しております。今年度、市では、資源回収の補助金単価を全国トップレベルにまで増額したところですので、負担軽減に向けては、こうした補助金の活用もご検討いただければ幸いです。

今後とも市政に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

4 防犯灯の維持費について（武田自治会）

防犯灯の維持管理費は自治会が支払っているが、市からの補助金では不足しており、自治会にて補填している。

不足が生じないように市からの補助金を増額する、防犯灯の維持管理を市で行う等の改善を要望する。

また、街路灯と防犯灯との違いを教えてください。

（市民活動課・道路管理課回答）

防犯灯につきましては、自治会に設置・管理をお願いしており、地域の実情に応じた効率的な維持管理が期待できることや、市内各地域における防犯意識向上の観点からも、それぞれの地域において管理等をいただく現在の体制が望ましいと認識しております。

防犯灯の設置や維持管理に係る経費に対して補助金による支援を行っておりますが、昨今の物価高騰に伴う電気料金の値上げなどにより、維持管理経費の負担が増していることは承知しており、令和6年度においては、国の地方創生臨時交付金を活用した「防犯灯電気料金高騰対策支援事業」を実施し、自治会の負担軽減を図ってまいります。

また、街路灯と防犯灯の違いにつきましては、街路灯は道路幅員5m以上の市道で交差点や曲がり角など、道路交通の安全性及び円滑化の確保を目的とした場所に市が設置管理しているもので、道路の幅員などに応じて照明の明るさが異なります。

一方、防犯灯は、住宅地や周辺の暗い場所など、地域防犯上必要となる場所に自治会が設置管理しているもので、設置場所に制約はありませんが、他の防犯灯などの照明等から直線距離で概ね50m離れた位置に設置することを防犯灯設置費等補助の要件としております。

5 防犯灯維持費の市民全体での負担について（勝田本町自治会）

現行、防犯灯の維持管理費は自治会が市の助成金を受けながら自治会の予算で対応している。自治会員の減少により、負担が大きくなっているが、非会員の方は市が負担していると感じており、住民全体で負担するべきと思う。

防犯灯の維持費を市で徴収し、自治会に還元してほしい。

(市民活動課回答)

防犯灯につきましては、自治会に設置・管理をお願いしており、地域の実情に応じた効率的な維持管理が期待できることや、市内各地域における防犯意識向上の観点からも、それぞれの地域において管理等をいただく現在の体制が望ましいと認識しております。

防犯灯の設置や維持管理に係る経費に対して補助金による支援を行っておりますが、昨今の物価高騰に伴う電気料金の値上げなどにより、維持管理経費の負担が増していることは承知しており、令和6年度においては、国の地方創生臨時交付金を活用した「防犯灯電気料金高騰対策支援事業」を実施し、自治会の負担軽減を図っているところであります。

市といたしましては、電気料金の推移など現状の把握に努めながら、今後も自治会の支援に取り組んでまいります。

6 敬老会(敬老祝賀会)の対応について(勝田本町自治会)

成人式と同じように、市が敬老会を開催することが望ましい。自治会ごとに対応が異なり、参加したい高齢者にとっては、不平等であると考えます。成人式方式に変えることで、予算に余裕が生まれ、催し物が盛大に行うことができ、自治会の負担低減に繋がるのではないかと。

(高齢福祉課回答)

本市の敬老会事業は、各自治会が主催者となって、敬老会の開催が行われており、市はこの自治会活動に対して、補助金を交付するかたちで支援を行っております。高齢者数の急増、平均寿命の延伸といった社会情勢に伴い、自治会の負担や市の財政負担が増加していることが、本事業の課題となっております。

このような背景から、令和2年度に「敬老事業に関する検討委員会」が開催され、持続可能な敬老事業に向けた方針が示され、令和6年度には、敬老会対象者年齢の引き上げなどの見直しが行われました。

事業見直しの検討段階においても、成人式のように市が主催する方法案は出ておりましたが、結果として実現困難との判断がなされました。その要因として、成人式とは異なり、対象者が高齢者であることから、交通手段や会場整備などにおいて、いくつかの課題があげられました。個別に送迎を行うなどの対応は、現実的なものではないと考えます。一方で、バスによる送迎を行う場合は、自治会ごとに集会所に集まるなど、事前調整の対応が必要となり、自治会の負担は残ることとなります。また、どちらの場合も、交通誘導員の確保や送迎業務全般の委託料、介助・救護の体制整備などの費用が新たに発生することから、予算についても余裕が出るとは考えにくい状況です。

本市の敬老会事業は、自治会ごとの特性や地域性を活かしながら開催され、現在に至っています。内容を画一化することにより、自治会独自の特性の担保ができなくなることも考えられます。加えて、開催ができない事情が、自治会ごとに異なっている状況であり、

市による開催が必ずしも自治会の負担軽減に直結するとは言えないと考えます。

市としては、社会情勢を鑑みながら、持続可能な敬老事業に向けて、自治会の皆様のご意見を伺いながら、引き続き検討をまいります。

7 自治会員の優位性向上について（勝田本町自治会）

自治会員が減少していることから、対策として、市が会員証を発行して、自治会員がメリットを感じられるような取り組みを要望する。

水戸市の自治会カードは、令和4年に開始して現在も継続しており、効果があるものと思われる。

（市民活動課回答）

自治会の加入率低下や担い手不足などは、全国的にも課題となっており、本市においても同様の傾向にあることから、自治会連合会と協働で加入促進に向けた取組を進めております。

近年においては、自治会活動の紹介動画や加入促進チラシ作成のほか、茨城県内を包括する2つの不動産業界団体と協定を締結し、自治会加入に向けた早期の働きかけにご協力をいただくなどの取組を進めてきたところです。

ご提案いただいた他の自治体における取り組みについても参考にさせていただきながら、引き続き自治会連合会と連携し、加入促進等に取り組んでまいります。

8 市毛幼稚園跡地の利活用について（市毛北自治会）

市毛幼稚園跡地を早急に市毛小学校敷地として利活用できるようにしてほしい。

（学校管理課回答）

市毛幼稚園跡地につきましては、令和6年度に市毛小学校の敷地となっております。令和7・8年度においては、市毛小学校の給食室改修工事を予定しておりますことから、跡地一部を工事関係用スペースとして利用する計画としております。具体的には、工事にあたり掘削した土の仮置きや施工業者などの駐車場のスペースとし、近隣に迷惑をかけないよう業者による除草も行ってまいります。その後において、学校で利活用できるよう整備して行きたいと考えております

9 非常時安否確認について（堀口自治会）

災害等の非常時に自治会員の安否確認をする際に、有料のツールを使用し、スムーズに連絡をとりたい。しかし、月額費用が掛かるため、自治会予算のみでは継続した運用が難しい。そこで、IT化による自治会運営の効率化について、市からの費用補助などの支援を検討してほしい。また、市として自治会内の連絡や安否確認の仕組みをつくる計画があ

るか聞かせてほしい。

（生活安全課回答）

各地域の災害時における安否確認については、各自主防災会にも協力をいただいで確認することを想定しており、通常の通信手段が遮断されている場合には、開設する各指定避難所の移動系無線を介して確認させていただきます。

また、市に報告いただくための各自治会における安否の集約につきましては、各地域の実情に則しながら整えていただいていると認識しております。

なお、災害時の安否確認はもとより、日常使いも含めた自治会内の連絡手法については、市として一律的な仕組みを作る考えはなく、各自治会において創意工夫を凝らしながら地域の実情に即した持続可能な手法を模索いただければと考えております。

一方で、国等において、防災分野におけるデジタル化の取り組みを進めており、非常時の安否確認について、新たな手法の構築やそれに伴う実証試験が実施されております。市としましては、これらの事例が共有され、自治会において活用でき得るものがあれば、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

10 自治会に関する制度の見直しについて（堀口自治会）

現在の自治会に関する制度は、地域活動に参加する人が多かった時代を前提にしていると思われますが、現在は状況が大きく変わっている。制度や運営のしくみが当時のままでは自治会の運営が崩壊しかねないという危機感がある。市として、この現状をどう受け止めているのか、また、今後の見直しや支援の計画があるか伺いたい。

（市民活動課回答）

自治会は、平時より子どもたちや高齢者の見守り活動やパトロールなどの防犯活動に取り組んでいただいているほか、災害時においては自主防災会として重要な役割を担っていただくなど、それぞれの地域において欠かすことのできない存在であると認識しております。

自治会の加入率低下や担い手不足などは、全国的にも課題となっており、本市においても同様の傾向にあり、大変にご苦労があるものと受け止めております。

市では、自治会連合会と協働で加入促進の取り組みを進めているほか、自治会の負担軽減にも取り組んでおります。この負担軽減の取り組みは、自治会の負担軽減を図ることを目的として、自治会に依頼している業務について全庁的に見直しを行っているもので、これまでに7つの事業を削減しております。

今後も、自治会の負担軽減と加入促進に取り組むとともに、自治会連合会と連携しながら、自治会を支援してまいります。

1 1 コミュニティバス停の位置変更について（津田東自治会）

津田地区の「台楽」バス停など、縁石内側に置かれているバス停があり、高齢者等は、縁石を乗り越えバスを乗降する際に、足を引っ掛けて転倒する危険がある。

このような縁石がある場合は、前後の縁石の無い部分に停留所標識を移動するか、縁石を取り除いて欲しい。「台楽」バス停の場合は、近くに縁石が無い部分があり、この地点への移動は可能と考える。

（企画調整課回答）

スマイルあおぞらバスは、平成18年10月から、津田地区を含む勝田駅西側の地区と、那珂湊地区の2コースで運行を開始し、現在は8コース（バス停数延べ約350か所）で運行しており、買い物や通院などの日常の移動手段として、より多くの方に安心してご利用いただけるよう努めております。

停留所の設置にあたっては、自治会等のご意見もお伺いし、駅や公共施設、集会所など、地域の特性に応じて、多くの方が利用しやすい場所を選定してまいりました。

一方で、縁石については、歩行者の安全を確保する目的で歩道と車道の境界に設置されており、仮に縁石を撤去した場合には、容易に車両が歩道に進入することが可能となり、歩行者の安全性を十分に確保することが困難となります。

このようなことから、全てのバス停において縁石が乗降に支障がないように設置又は移設することは困難であります。できる限り安全な乗降に配慮してまいりたいと考えております。

今回の「台楽」バス停については、運行事業者や関係機関と協議の上、東側の縁石の無い部分への移設が可能であるため、7月中を目途に移設を行う予定です。

なお、今後も同様のご指摘や状況に対しては、個別の立地条件や安全性、利用実態等を総合的に勘案し、必要に応じて適切な対策を講じてまいります。

【懇談内容】

1 自治会援助施策について（二中学区地域の輪をつくる会）

現在、自治会の皆さんは仕事がたくさんあるにもかかわらず、その会員が少なくなり、会費も少なくなることに苦労されてるというのをすごく感じています。

しかし、先ほど市長からご説明いただいた中に、自治会をサポートする、援助する施策が全然見えてこなかったのですが、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるかを教えていただきたいと思います。

（市長回答）

具体的な施策に関しては、これから担当部長がお話をさせていただきますが、ちょっと

誤解が無きようにお願いします。説明を３０分にまとめなければならないため、できるだけ今年新たに始まる施策などをかいつまんで説明させていただきました。本当はもっともつと伝えたいことがあります。そこはご理解をいただきたいと思っております。

（市民生活部長回答）

自治会の加入率低下は、もう全国的な課題でございまして、ここひたちなか市においても、ちょうど１年前は加入率がまだ５１．６％でしたが、今年に入り下がり、現在は４７．９％という状況でございます。市としましては、これまで自治会連合会の企画委員会の方と一緒に連携いたしまして、ご承知のように自治会の加入促進に向けたリーフレットの作成やまた活動をご紹介するための動画の作成をしました。さらには昨年、茨城県内の不動産業界を束ねる２つの団体と加入促進に向けた協定を結ばせていただきまして、ひたちなか市に賃貸や購入などの需要いわゆる住宅住居を求める方に対して、早めに自治会というものをお知らせいただいて、加入に繋がるような取り組みをしてきたところでございます。

また、日々仕事する中で、何か良いヒントはないかなと思い、総務省が取りまとめた研究報告書を見ますと、やはりそこに書いてあるのは負担軽減ということであって、ＩＣＴ化の推進や行政からの依頼文書や依頼業務の軽減、そういった私どもがすでに取り組んでいるような内容が散見されたところでございます。

先日、自治会連合会の研修の資料を見ましても、やはり加入促進に向けた条例の制定や自治会の活動を紹介する動画の作成など、本市と似たような内容も見られました。

この近くの市町村では、町内会自治会会員カードなどを作成配布いたしまして、買い物などでの恩恵を受けられるような特典を設けるというようなところでございます。いわばそれぞれの地域の実情に合わせた取り組みがなされているところでございますけれども、今、ひたちなか市の強みは何かと考えたときに、やはり多種多様な企業が立地しているということが、本市の強みであると考えてございます。

最近の風潮としまして、企業も地域貢献という観点から取り組みを進めるところがございまして、ひたちなか市についても、市政に対する協力の申し出を数多くの企業からいただきまして、いわゆる包括的な協定を結ばせていただいております。今後はこういった企業団体との関係も築いていくことも大切であると思えます。

また個人や少人数の団体の活動も盛んな地域であると思っております。これらの互いの活動を知るための、いわゆる顔合わせといたしまして、まちづくりカフェというような取り組みを行っております。昨年の実績としましては、大島地区と那珂湊地区、今年度予定するのは前渡地区でございます。市内で活動する団体同士がお互いの活動を知るきっかけの交流として中学校単位で実施しているものでございまして、ここにそれぞれの地域の自治会の皆様にもご参加いただきまして、他の団体との連携や協力しながら、活動の場を広げていくような取り組みを始めているところでございます。

なかなか抜本的な加入促進に繋がる事業というのは、すぐには出てこないわけでござい

ますが、こういった新たな活動を通して、輪を広げていって無理のない範囲で持続可能な、緩やかな関係を築いていければと考えているところでございます。

2 コミュニティ組織と自治会組織との関係について（個人参加）

市政協力員制度を廃止して、自治会を市政協力団体として認定し、財政的な支援を十分にさせていただきたい。そうならば、自治会がもう少し独立、自立した組織として活動できるようになります。そのためにも、ひたちなか市のコミ組織と自治会組織の体系的な役割を見直していただきたい。

（市民生活部長回答）

まず市としましては、本市の自立と協働のまちづくりを担う自治会・コミ組織が、どちらも重要な組織であり、また大切なパートナーであると市として認識しております。自治基本条例の基本原則であります、まちづくりの主役は市民であるとの認識のもとに、自治会においては、高齢者や子育ての見守りや支援、また地域清掃や資源回収や公園の維持管理など、より地域に密接な事業を自主的主体的に取り組んでいただいております。

また、コミ組織については地域の交流拠点として、地域の住民の方々が触れ合えるような運動会や芸術文化の発表会などを通じて、交流を図るような事業をやっていただいております。さらに地域の課題を解決協議するためのまちづくり市民会議も、それぞれのコミ組織で設置していただいて、地域の自治会の皆様も参画のもとに市民会議が行われていると認識しております。

したがって、自治会とコミ組織はどちらかが主と従という関係ではなく、それぞれが役割や機能を適切に分担して、また互いの特性を生かして、協力し合いながら、自立と協働のまちづくりを進めているとそのように認識してございます。

また、条例の基本理念としましては、市とその2つの組織の関係でございますが、条例の基本理念を尊重してお互いの組織も尊重し合って、自立主体性を持ってそれぞれのまちづくりに取り組むのが基本でありまして、時には協力し、支え合いながらやっていくというのが基本形であると思います。

市民憲章が約10年前に廃止、コミ組織に統合されて、今、実践部会として活動されているということもありまして、そういった意味では、組織の体系がいわゆるシンプルではなくやや複雑だというようなご意見もあることも承知してございます。

しかしながら、それは長年の様々な事業に取り組んできた結果でもありますし、また地域それぞれの固有の事情に合わせて形態を変えてきた経緯もございます。自治会の中の支部は、今のところ大島地区と那珂湊地区2つでございますが、実質的には実践部会の中が自主的な支部役割を担っている地域もあるものととらえてございます。

このようなことから、これまでの経緯を踏まえた上でそれぞれが独立して、主体性を持ってまちづくりに取り組むという関係からしますと、先ほどお話ありましたように、市と

しましては、地域の実情の中に市の画一的な考えを持って、介入していくことは避けた方が望ましいと考えているところでございます。

それにもかかわらず、先ほどご提言いただいたようなことが、それぞれの自治会組織やコミ組織の中においてそれを課題として共有され、また、その機運が高まり、かつ積極的な見直しを持続的に行う熱量が備わってきたときには、市としてもそれぞれの自治会連合会、コミ組織連絡協議会の総意として受けとめますので、その際には市の方も間に入って、調整なり意見の集約などを努めていきたいと考えているところでございます。

なかなか長い歴史を持つ2つの組織と人の関わりの話でございますので、単純明快な回答というわけにはいかないところが大変心苦しいところでございますけれども、貴重なご提言、ご意見をいただきまして誠にありがたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

3 部活動の地域移行について（津田第三自治会）

部活動の地域移行について、市長さんから先ほど説明を頂きましたが、ひたちなか市では来年度からどのような方向で進んでいくのかをもう少し詳しくお話聞きたと思います。

（教育長回答）

現在の状況は、先ほど市長からも説明がありましたように、少年団等の団体と交渉させていただいて、およそひたちなか市内の学校にある部活動は13種類ありますが、その中で、すでに地域クラブ活動を始めていただいているところが、7種類ございます。よって、残りはだんだん少なくなってきてはいますが、その中で陸上とソフトテニスと吹奏楽の3つについては、令和7年度の部員数からすると、もう少し団体が生まれていただきたい状況でございます。その他の種目につきましては、部員数に見合った団体数で、何とか確保していけそうになっております。

また、休日の教員に対する部活動等に対する手当が、県費で出るようになりました。その他、市からは大きな大会に出るときに、援助をするということですが、教員に対しての援助は市からはしておりません。

最後ですが、先生が基本的には土日の指導はしなくなりますが、兼職兼業の手続きを踏めば、指導できる制度になっております。数年前に希望を取りましたところ、希望された先生方の割合は県全体では2割でございます。種目によってばらつきはありますが、吹奏楽とかソフトテニスとか陸上の指導をお願いできるとありがたいと思っております。

（再質問）

部活動が無くなる発想はないですね。

(教育長回答)

市長からもありましたように、国は将来的には無くす事を考えております。もうご承知かと思いますが、6月11日に、給特法等の改正案が参議院本会議において可決され、成立しました。教員の月当たりの時間外、要するに残業時間を月に30時間以内にせよというような法律ができました。月30時間、毎日1時間ぐらいしか残業できないという事です。平日の部活動も現実的には無くなっていくのではないかと思います。ただ当面、我々はまずは休日から移行していくことを頑張らせていただいているところです。

4 就労支援事業所から一般企業への就職について（個人参加）

ひたちなか市の障害者プランや障害者計画を見させていただいて、本当に就労支援事業所から一般企業への就職は大変難しいと記載がございます。その中で、就労移行支援から一般企業に就職する目標値の項目が見えなかったもので、今、そのような数値が定められているのか、或いはこれから定める予定があるのかをぜひ伺ってみたいと思っております。

(保健福祉部長回答)

就労移行支援から一般企業に就職する目標数の設定でございますが、おっしゃる通り、目標数は定めていないというふうに理解しております。

5 津田コミセンの建て替えについて（津田第一自治会）

津田コミセンは、いろんな利用団体が非常に高い率で利用しており、古いコミセンですが結構みんな満足して使っています。

建て替えについて、私ども5年ほど前に、災害に関する避難所のアンケートを自治会内で実施した結果、自治会は約66%世帯が市毛小学校とか津田小学校ではなく、津田コミセンを避難所として考えているという結果でした。

したがって、事前質問1の回答に書いてあるように、耐震構造になってない問題があります。個別のコミセンの設備に対する対応についてはお任せしますが、耐震構造になってないところが避難所になることはぜひ避けたいので、ぜひ検討していただきたい。

(市民生活部長回答)

津田コミセンの建て替えについては、平成30年度にご要望などをいただいて、この本日の事前回答にありますように、明確な回答が出せる状況にいまだになっておらず、大変申し訳なく思っております。また耐震化、災害時における避難所ということでございますけれども、災害についてのご質問をいただくんですが、広く災害の種類や災害の規模、また発災直後・展開期・終息期いろいろこう場面があってなかなかお答えするのが、難しいところではあるんですけども、おそらくご心配されてるのは地震があった際ということだと思います。

過去に耐震診断，平成２１年度に行いましたが，木造と鉄骨造り複合構造のために，結果的に耐震診断ができないという回答ですので，耐震性があるのかないかというのが，実は分かっていないところが，私どもも課題であるととらえてございます。

いろいろご心配をおかけしておりまして，大変恐縮でございますが，一方で，津田コミセンの今後のあり方について，地域の方と顔を見合わせながら，協議を進めていければと考えてございます。

津田コミセンについては，文書での回答にもありますように，これまで大規模改修，外壁や屋根などを行いまして，毎年トイレの修繕などいろいろを積み重ねてきてるのはもとより，先日もお邪魔した際に，大変施設が綺麗に維持されてることに感銘を受けました。清掃活動や草取りなどにも地域の方々に支えていただいていると伺っております。そのようなことから地域から愛されている施設であることは十分把握しておりますので，今後の施設のあり方について，顔見ながらの協議を進めていければと考えてございますので，今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

６ ごみ問題について（津田東自治会）

自治会会員減少対策の一つの案として，例えば，現在２００円で売られているごみ袋を非自治会員に対しては５０円高くするといった差別化を検討してはいただけないだろうか。

（経済環境部長回答）

ごみ問題に関して，本当に自治会の皆様にはご苦労が絶えない問題だと思っております。今，ごみ袋のお話がありましたが，ごみ処理に関する基本的な法律がありまして，我々は回収する義務があって，環境に負荷をかけないで，適正に処理をする。皆様におかれましては，私どもに届けるまでに適正に管理して頂いて，私どもが受け渡しを受けて処理するという流れをとっております。これに関しては，集積所を通してやっておりますが，集積所の管理に関しても大変ご苦労が絶えない思っております。

まず，ごみを出すことに関しましては，自治会の加入にかかわらず，基本的にはできる仕組みになっております。自治会に加入されてない方で，１０人程度でグループを作ってください，集積所を皆さんで決めていただいて，それを届けていただきますとごみの回収をするという形になっております。ごみの袋２００円の中でその回収に関する費用も含め，いろいろとご負担をいただいているっていう考え方でございますので，金額に差別化をつけるというところはなかなか難しいかなというふうに現行では考えております。ただ，どういうやり方で差別化といいますか，メリットをつけられるかっていうところは，皆様とお話をさせていただきながら，知恵を出し合っていければと思っております。

また，自治会の皆様の方の年間の活動の原資として非常に重要なウエートを占めております資源回収に関して，現行自治会の皆様の回収分は１０円から１２円に，子供会が減少してる中でございますが，８円からこれも１２円に今年度改正をさせていただきましたの

で、この中から原資としてお使いいただければというふうに思います。金額的には少ないんですが、これは茨城県内でいうと一番でございます。水戸が10円でそれ以外の自治体はほぼ5円ということでございます。あと、いわゆる大きい政令指定都市クラス62自治体に確認したところ、やはり12円という金額をしているところはないということです。全国的にも非常に高い金額で対応させていただいているというところで、ご理解を何卒いただければと思います。